

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（案）の概要

I 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正

審判手続開始の基礎となった事実、法令の適用及び課徴金額等の変更が可能となる範囲を事件の同一性を失わせることとならない範囲と定めるとともに、著しく審判手続を遅滞させることとなる変更はできないこととする等、指定職員の主張変更に関する規定の整備を行う（第23条の2）。

II 保険業法施行規則の一部改正

- (1) 保険会社が業務の代理・事務の代行を行おうとする場合に届出によることが可能とされる、当該保険会社と密接な関係を有する者として、当該保険会社の子法人等、議決権の50%超を保有する主要株主等を定める（第51条の3）。
- (2) 外国保険会社等についても（1）の保険会社に準じて、当該外国保険会社等と密接な関係を有する者を定める（第141条の3）。

III 資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正

1. 流動化計画変更に係る規制の緩和

- (1) 変更届出義務の免除の対象となる軽微な変更として、優先出資・特定社債の発行時期、特定資産の取得時期等の変更を定める（第26条の2、第111条の2）。
- (2) 変更の必要性が高い記載事項につき、あらかじめ定める方法により簡易に変更することを可能とする手続に関する規定の整備を行う（第13条～第17条、第18条第7号、第20条、第21条、第79条、第107条第6号、第108条第2項、第110条、第111条、第123条）。

2. 資産取得に係る規制の見直し

- (1) 信託設定義務等の免除の対象となる従たる特定資産について、その要件を、主たる特定資産である不動産に付随する動産等であって、当該不動産と一体として使用され、その収益の確保に寄与するものと規定するとともに、流動化計画への記載義務等を大幅に緩和する（第6条の2、第7条、第9条、第18条第1号、第19条第1号、第23条、第77条、第91条、第104条、第107条第1号、第109条第1号、第119条）。
- (2) 流動化計画の特定資産の価格調査等に係る記載事項等について、所要の規定の整備を行う（第18条第4号、第107条第4号、第126条）。
- (3) 新たな特定資産に係る流動化計画の変更の届出の添付書類等に関する規定の整備を行う（第29条、第112条）。
- (4) 特定目的会社による取得制限の例外として、不動産信託受益権の取得及び管理・処分に係る業務を営む組合の出資持分を追加する（第95条、別表）。

3. 資金調達に係る規制の見直し

- (1) 借入先を適格機関投資家に限定する旨の要件の撤廃等、特定借入れ以外の借入れに係る

借入要件の緩和を行う（第 94 条）。

- (2) 特定資産の管理・処分により得られる金銭を当該特定資産又は他の特定資産の取得資金に充てる場合について、流動化計画の記載事項等に関する規定の整備を行う（第 19 条第 4 号、第 46 条、第 63 条、第 109 条第 4 号）。

4. 資産流動化の応用スキームの促進

特別社債的受益権の要件を規定する等、社債的受益権に関する規定の整備を行う（第 108 条第 1 項、第 116 条、第 116 条の 2）。

IV 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正

特定資産に係る不動産の鑑定評価について、利害関係人等以外の不動産鑑定士に行わせるものとする等、特定資産の価格調査等に関する規定の整備を行う（第 21 条の 2、第 22 条、第 23 条、第 85 条の 2、第 86 条、第 244 条の 2、第 245 条、第 248 条、別表第 1、別表第 2）。

V 特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正

信託財産の管理及び運用に係る報告書の表示事項に、受益証券の発行価額の総額及びその発行時における外国投資家の取得価額の総額等を追加する（第 72 条）。

VI 投資信託財産の計算に関する規則の一部改正

運用報告書の特定資産の価格調査等に係る表示事項について、所要の規定の整備を行う（第 58 条）。

VII 特定目的会社の計算に関する規則の一部改正

- (1) 貸借対照表に関する注記の特定資産の価格調査等に係る事項について、所要の規定の整備を行う（第 53 条）。
- (2) 事業報告の内容に、特定出資・優先出資の発行価額の総額及びその発行時における外国投資家の取得価額の総額等を追加する（第 66 条）。

VIII 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令の一部改正

資産の流動化に関する法律施行規則の資産取得に係る規制の見直しに係る改正等に準じて、所要の規定の整備を行う（第 10 条～第 12 条、第 19 条）。

IX 投資法人の計算に関する規則の一部改正

資産運用報告の特定資産の価格調査等に係る表示事項について、所要の規定の整備を行う（第 73 条）。